

(様式第2号)

パブリックコメント実施結果

件名 宍粟市行政改革大綱(第二次)[素案]
担当課 企画部 企画管理課
意見の募集期間 平成23年2月9日から平成23年3月10日まで
意見提出者数 1団体、1個人
意見提出件数 24件

意見の概要と市の考え方

反映区分	内容	件数
A	計画等に反映させるもの	1件
B	計画等に反映済みのもの	0件
C	今後の参考とするもの	14件
D	計画等に反映できないもの	1件
E	その他の感想や質問など	8件

[項目名 大綱素案全体]

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	反映区分
1	平成18年3月に宍粟市行政改革大綱(一次)・行政改革推進計画を策定して推進を行い、今回、行政改革大綱(二次)案を実施すると思いますが、合併に伴う財政支援処置が10年間で終了し、その後段階的に削減され、優遇処置が完全になくなる平成33年度までを対象にした行政改革大綱が必要ではないのですか？	めまぐるしく変化する社会情勢に的確に対応するため、本市の行政改革大綱は5年間をひとつの期間として策定することとしており、平成28年度以降につきましても、改めて大綱を策定する計画です。	C
2	平成23年度予算が3月の議会に提出されると思いますが、行政改革大綱を予算に反映されているのでしょうか？ また、今回のパブリックコメント募集は、住民の意見を反映した行政改革大綱を作成し、予算に反映するという事ではないのでしょうか？ 3月10日までのパブリックコメント募集は、いつの時点の予算に反映させる予定なのでしょうか？	平成23年度予算編成と並行して、行政改革大綱の作成に当たり、継続的な一定の項目につきましても、可能な限り予算に反映しています。 また、パブリックコメントのご意見の中で取り組むべきとしました項目は随時取り組んでいきます。	C
3	平成21年度決算の概要(成果説明・財政状況等一覧表・決算カード等)が宍粟市のHPに公開されていない状況で、どうしてパブリックコメントの募集を行うのでしょうか？ 情報を確認できない中で、どのようにして宍粟市行政改革大綱(第二次)案を検証したら良いのでしょうか？	パブリックコメント募集に当たり、この度は意図される資料提供が十分でなかったと考えています。今後、募集していく際には、十分な資料提供となるよう努めます。	C

4	<p>宍粟市行政改革大綱（第二次）案は 93 ページ以上にも及びまた、宍粟市行政改革懇談会議事録 4 回分は 137 ページもあります。</p> <p>これを読んで、パブリックコメントの応募を行うに、1 ヶ月という時間は短すぎるのではないのでしょうか？</p> <p>個人なら 1 ヶ月ぐらいで意見書を書けるかもしれませんが、私たちのような団体の場合は準備・協議期間が必要になります。</p> <p>今後は、少し長くしていただくか、事前に大まかな内容を教えていただけませんかでしょうか？</p>	<p>平成 22 年度中での完成を目指し、行政改革懇談会等を開催した上で、パブリックコメントの実施要綱による 30 日間を募集期間としました。</p> <p>今後は、この度の会議のように傍聴が可能なことや、ウェブサイトに掲載しております会議録につきまして、わかりやすくお知らせできるように努めます。</p>	C
5	<p>「これまでの（第一次）の取り組み」行政改革効果について</p> <p>平成 19 年度・単年度効果額 約 3.9 億円 4.0 億円では？</p> <p>平成 20 年度・単年度効果額 約 1.7 億円 2.86 億円では？</p> <p>平成 21 年度・単年度効果額 約 2.1 億円 2.35 億円では？</p> <p>平成 21 年度・期末・勤勉手当 0.35 ヶ月減の効果額は入っているのですか？</p>	<p>「単年度効果額」は、前年度との効果額の差を表すものとしております。</p> <p>「単年度効果額」を「前年度比効果額」と訂正いたします。</p> <p>平成 21 年度の期末・勤勉手当 0.35 ヶ月減の効果額は計上していませんでした。</p> <p>効果額として追加計上し、平成 21 年度の前年度比効果額を約 2.9 億円、累計効果額を約 33 億円に訂正します。</p>	A
6	<p>実質公債費比率について、行政改革（一次）の 4 年間で 32 億円の効果額があったのに、どうして H17 年度 17.4% から H21 年度 19.6% に悪化したのですか？</p> <p>総合計画に示す財政指標の目標 H23 年度 20.5%、H27 年度 17.0% とあり、行政改革（二次）の 5 年間で 6.6 億円の効果額となっていますが、目標達成が困難ではないですか？</p>	<p>制度の改正により、平成 17 年度 17.4% は起債制限比率を示しており、平成 18 年度より導入された実質公債費比率と比較できるものではありません。</p> <p>行政改革による削減効果額が実質公債費比率の減少に直接影響するものではありません。</p>	E
7	<p>地方交付税の財政支援処置が合併の 10 年後に終了し、本来の交付税が平成 22 年度と比較して、どれくらい減るのですか？</p> <p>「約 19 億円不足する」とされていますが、それ以上ではないですか？</p>	<p>現行制度での「合併算定替」と「一本算定」との乖離は平成 22 年度時点の試算で約 19 億円です。この金額は固定される値ではありませんので、今後の社会情勢等により大きく変化する可能性もあります。</p>	E
8	<p>13 ページの推進計画の目標効果で財政調整基金は平成 29 年度 52 億 9 千万円、平成 31 年度 51 億 6 千万円、平成 33 年度 38 億 7 千万円となっています。</p> <p>計画どおりの成果を上げたとしても、平成 28 年度以降に収支が赤字となって黒字にならず、合併に伴う地方交付税の財政支援措置が完全に終了する見込みの平成 33 年度には年間 10 億円の赤字になる想定ですとありますが、財政調整基金が十分にあるのに、どうして平成 33 年度には年間 10 億円の赤字</p>	<p>財政調整基金の取り崩しで収支バランスは取れますが、赤字収支を改善しないことには基金は尽きてしまいます。</p> <p>基金を取り崩すことのない安定した財政基盤を将来的に確立していきたいという観点から、13 ページは基金の取り崩しを含まない 10 億円の赤字と表現したグラフとしております。</p> <p>10 ページの財政調整基金が尽きるという表現は、行政改革に取り組みなかった収支によるもので、13 ページの財政調整基金は行政改革に取り組んだ結果</p>	E

	<p>になるのですか？</p> <p>10 ページで赤字を財政調整基金で補っていくと平成 33 年度には底をつき、財政運営ができなくなります。とあります。13 ページで財政調整基金は平成 33 年度 38 億 7 千万円とありますが、矛盾していませんか？</p>	<p>(青線)の金額としております。</p> <p>なお、より分かりやすい表示にするともに、掲載ページも変更しております。</p>	
9	<p>今回の行政改革大綱では、5 年間累計 655,263 千円の削減です。</p> <p>年間平均で約 131,053 千円の削減で、歳出規模に対する削減率は約 0.34% になります。</p> <p>年収 400 万円の家庭に当てはめると 720 万円の借金がありながら年間わずか 13,600 円の節約をすることになります。月額 1,133 円です。</p> <p>僅か 0.3% で「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」を創造し、子どもたちに未来を託すことができる「宍粟市」の実現が可能なのでしょうか？</p>	<p>現段階で算出できたもののみ目標効果額として集計しております。</p> <p>一方で、今回の行政改革大綱は財政健全化とともに、行政運営における仕組みの部分について、市民参画によるまちづくりや平成 28 年度以降に成果が示せることとなるよう取り組むことで、持続可能な自治体経営に繋がると考えております。</p>	E
10	<p>宍粟市行政改革大綱(第二次)案は一般会計に対する行政改革であるのか、特別会計・一部事務組合を含めた行政改革なのか分かりません。</p> <p>本案の「現状からの想定する将来の行財政予想」の解説には一般会計が記載されていますが、削減金額の多い「2 職員数も含めた改善計画の推進」や「1 職員給与の適正化」の目標は全職員対象であり、「2 時間外休日勤務」の適正管理は一般会計部門だけ(H20 年度時間外手当総額 158,000 千円より算出とあり)の目標になっている。何故なのか、お教えてください。</p>	<p>行政改革大綱は全会計を対象としています。</p> <p>時間外手当につきましては、病院を除いた一般会計・特別会計から算出しております。</p>	E
11	<p>総合計画 後期基本計画と行政改革大綱は当然連動していると考えますが、後期基本計画で財政調整基金残高 16 億円(H21 年現在)、46.7 億円(H27 年度)の目標となっています。最低でも年間 5.1 億円の削減でないと財政調整基金残高は 46.7 億円(H27 年度)の目標は達成できないと考えますが、どのような方法があるのでしょうか？</p>	<p>現時点では金額を示せていない項目も期間終了時には大きな成果となるよう取り組まなければならないことはもちろんのこと、行政改革項目に関わらず、全般的に適切に取り組んでいくことで、財政調整基金残高につきましても、後期基本計画に掲げる目標を達成できるように取り組んでいきたいと考えております。</p>	E
12	<p>後期基本計画のパブリックコメントが募集されましたが、宍粟市行政改革大綱(第二次)案のパブリックコメントを先に募集し、精査してから後期基本計画を作成する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>なぜなら、行財政の改革案を作成しなければ、財源が確保できないと考えますが、どうしてなのでしょう。</p>	<p>後期基本計画は、より良いまちづくりのために様々な取り組みにおきまして目標を掲げております。その目標を達成していくために、財源の確保につきましても、今回の行政改革大綱を含め、様々な手法によって取り組むことで実現していかなければならないことであるとされており、後期基本計画と並行して策定しております。</p>	E

13	<p>歳出内訳は主に人件費・扶助費・公債費・補助費・投資的経費・物件費・繰出金・積立金からなると思いますが、「現状から想定する将来の行財政予測」には、人件費・投資的経費・物件費が記載されていません。どうしてなのでしょう？</p> <p>人件費・投資的経費・物件費のデータを公表して削減する必要があるのではないのでしょうか？</p>	<p>「行財政の将来予測」につきましては、義務的経費のうち、現況から予測する社会的要因の影響を受けやすいものについてお知らせする目的で作成しております。</p>	C
14	<p>扶助費は一般会計と一般財源ベースでは大きな金額の差があります。すべて一般会計の表記にすべきではないですか？</p> <p>繰出金に一般財源ベースが記載されず、扶助費・地方税・地方交付税・公債費に一般財源ベースが掲載されているのはなぜですか？</p> <p>統一した掲載が必要ではないのでしょうか？</p> <p>また、行政改革大綱の推進計画（目標効果額）の比較が平成 20 年度比や 21 年度比・22 年度比とばらばらであり、統一した比較が必要ではないのでしょうか？</p>	<p>一般財源ベースでの比較の方が、効果額や財源の過不足額などが分かりやすいため、一般財源ベースの表記を用いております。</p> <p>また、決算対比につきましては、平成 21 年度比を基本としています。</p> <p>しかしながら、平成 21 年の豪雨災害等、特異事象により、今後の数値比較が行いにくいものについては、より適正な比較となるよう、平成 20 年度若しくは平成 22 年度を設定しています。</p>	C
15	<p>平成 20 年度時点で類似団体平均より多い状況を踏まえ、平成 20 年度職員数（765 人）から 65 人の削減が必要ではないのでしょうか？</p>	<p>類似団体と比較しますと、面積的な要因などもあり、大幅な減員は極端な市民サービスの低下に繋がることも懸念されます。</p> <p>今回の行政改革大綱では平成 27 年度の段階で平成 20 年度から比較しますと、一般行政職で 56 名の減少となる見込みです。</p>	C
16	<p>財政が厳しい状況及び民間企業と比較して高額な年収になっていることから、期末・勤勉手当 4.15 ヶ月支給から 3.65 ヶ月支給に変更すべきではないのでしょうか？</p>	<p>地方公務員制度に基づき、人事院勧告による適正な運用をしているところですが、総枠の抑制に努めていきたいと考えています。</p>	C
17	<p>管理職の割合が 29%と、民間企業（平成 20 年で 23.4%）と比較すると管理職数が多い状況にあります。管理職数を民間企業並みにすることが相当ではないのでしょうか？</p> <p>各市町でも管理職手当の削減が行われており、当市でも「厳しい財政状況からの脱却を行財政改革の最優先項目に掲げおり、管理職手当の 10%の削減が相当ではないのでしょうか？</p>		C

18	民間のボーナスは基本給に対して支給されると考えますが、市職員の場合は「基本給+扶養手当」を基準にして支給されていることから、期末手当・勤勉手当は扶養手当を除くべきであると考えます。	当市におきましては、勤勉手当基礎額から扶養手当の加算措置は廃止いたしました。(平成20年度から)	D
19	住居手当は国の制度と同じにすべきではないでしょうか。 国：2,500円/月(持ち家の場合) 宍粟市：3,500円/月(持ち家の場合)	県の住居手当に併せて改正に努めていきます。(平成23年度から1,600円に改正)	C
20	時間外手当について、支給職員1人当たり平均支給年額は392,000円(一般会計部門参照)で月額32,667円(一般会計部門参照)(H20年度)です。 全体の削減目標7.7%として当てはめると「月額32,667円×0.077=2,515円×12ヵ月=30,180円」の削減効果額になります。	職員数の削減が、必ずしもそのまま時間外手当の減少に繋がるとは限りませんが、時間外勤務手当の減少に努めていきたいと考えています。	C
21	宍粟市の物件費は年間平均2,424,665千円です。 兵庫県の市町の平均1人当たりの物件費41.8千円を宍粟市に当てはめると「41.8千円×43,805人=1,831,049千円」が相当であると考えます。	面積や人口等の要因から行政効率が高い自治体との比較や、単純に単価から人口計算で同水準と判断することは困難であると考えますが、物件費や投資的経費につきましても、削減あるいは抑制に努めていかなければならないと考えています。	C
22	宍粟市の投資的経費の年間平均は3,862,256千円です。 兵庫県の市町の平均1人当たりの投資的経費45.3千円を宍粟市に当てはめると、「45.3千円×43,805人=1,984,366千円」が相当であると考えます。		
23	職員互助会補助金の廃止を提案させていただきます。 平成21年度決算実績6,744,655円	福利厚生として公費負担割合は、妥当な範囲と考えております。	E
24	今回の行政改革大綱は、いずれも幅広い分野にきめ細かく検討し、今後5年間の動向が分かるように説明してありました。 住民の一人としてお願いするのは、いずれの改革も本当に多くの住民にとって大切なことに絞って取り組んでいただきたく要望します。 念には念を入れての取り組み、効果ある住みよい地域づくりの施策を願うばかりです。	将来的に安定した財政基盤を確立するために、この度計画した改革の取り組みは必要であると考えています。 また、現在の財政規模の縮小が必要不可欠であり、今後は真に必要な行政サービスに特化した行財政運営を基本とし、限られた財源の中で行うべき事務事業を根本的に見直していくことで「住んで良かった」「いつまでも住み続けたい」と思えるまちを創造していきたいと考えています。	C